



令和2年8月15日 第836号

一般財団法人日本遺族会 千代田区千代田一丁目六番一七号 千代田会館三階 電話 03-3261-5521 振替 00160-6-25389 編集 盛川英治 発行 毎月1回15日発行 定価 1部130円(税込)

日本遺族会は国の礎となられた英霊顕彰をはじめ、戦没者の遺族の福祉の増進、慰藉救済の道を開くと共に、道義の昂揚、品性の涵養に努め、世界の恒久平和の確立に寄与することを目的とする。

「新生遺族会のあり方を考える特別委員会」報告書の内容を踏襲し、新たに実施した「支部の実態調査」の結果に基づき、概ね一年半かけて六回の審議が行われた。

ボコ・ハラムというナイジェリア北東部及び北部に諸点を置くイスラム過激派があることを存じだろ

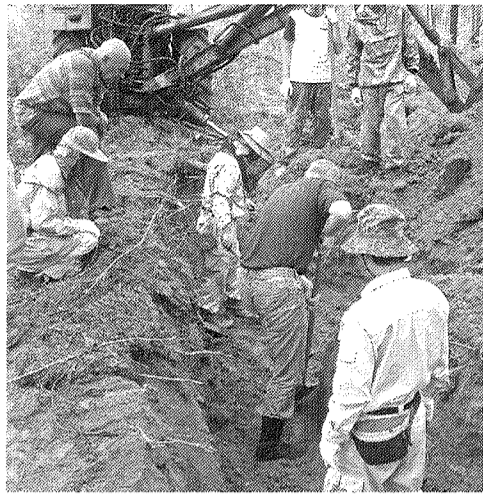
# 方針策定開始以来初 骨太方針に遺骨推進を盛り込み

七月十七日、令和三年度政府予算編成の指針となる「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太方針)が閣議決定された。平成十三年の方針策定開始以来初めて遺骨収集を推進するとの文言が盛り込まれた。昨夏の遺骨取り違えに端を発した遺骨収集事業の問題に対し、改めて遺族の心情を第一とした遺骨収集の推進を要望し続けた本会の活動が実を結んだ。

## 戦後75年の節目に 岸田政調会長英断

七月三日、水落敏栄本会長は、自民党政務調査会内に設置されている「戦没者遺骨に関する特別委員会(以下、遺骨特命委)」の尾辻秀久委員長(水落敏栄顧問)に代わり政調会長室を訪れ、骨太の方針への戦没者遺骨収集事業の文言追加についての文書を手渡した。

「遺骨収集事業の体制が強化される一方で、年明けからの新型コロナウイルスの世界的蔓延により、海外での遺骨収集実施に



シマノフスクの埋葬地で収集作業に従事する団員=平成23年7月、アムール州で

しかし、昨夏のロシアの遺骨取り違え報道をきっかけとした遺骨収集事業の問題や、厚生労働省(以下厚労省)の対応に対し、強い危惧を抱いた水落会長は、急きよ正副会長で協議し、遺族の心情を第一とした遺骨収集を求めた本会の声明、遺族の心情を表明した。事態を重く受けた厚労省は、過去の事案を外部有識者も加え、調査、検証し、再発防止策として「遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的見直し」を取りまとめ、遺族の心情に沿った遺骨収集の実施を発表したことは、本紙特集記事の通りである。

「今後の遺族会を考える特別委員会」(委員長・宇田川親雄副会長)の最終報告書が六月三十日取りまとめられ、七月三日、水落敏栄会長に提出された。この報告書については平成二十五年に答申した。安倍晋三内閣総理大臣の靖国神社への参拝のお願い

手渡すとともに、戦後七十五年の節目の年でもあることから安倍総理に是非、靖国神社に参拝していただきたいと要請した。

日本遺族通信 年間定期購読のお知らせ
毎月、お手元までお届けする年間定期購読です。
戦没者の英霊顕彰(遺骨帰還、慰霊友好、慰霊巡拝)、遺族の処遇改善等々の遺族関係の情報を掲載しておりますので、是非、この機会にお申し込みください。
年間購読料/1,560円(1年間 12回 税金・送料込)
お申込み→日本遺族会事務局 03-3261-5521 FAX03-3261-9191

日本遺族通信への広告掲載を募集しています
日本遺族通信では、現在広告を掲載していただける広告主様を募集しております。
日本遺族通信は発行部数約10万部で、全国の戦没者遺族を中心に訴求効果の期待出来る広告媒体です。是非ご利用ください。
①発行日:毎月1回 15日発行 ②体裁:タブロイド版の4頁
③発行部数:約10万部 ④主な購読者:全国の戦没者遺族
料金 1回・記事下2段(24.0cm×7.2cm) 86,400円+消費税
・記事下2段2/1(11.9cm×7.2cm) 52,200円+消費税
※料金については応相談いたします。
問合せ先 日本遺族会事務局 事業担当まで
03-3261-5521 FAX03-3261-9191

特別委員会 報告書
水落会長に提出
「今後の遺族会を考える特別委員会」(委員長・宇田川親雄副会長)の最終報告書が六月三十日取りまとめられ、七月三日、水落敏栄会長に提出された。

安倍晋三内閣総理大臣の靖国神社への参拝のお願い
安倍晋三内閣総理大臣におかれましては、戦没者遺族に係る諸問題につきまして、平素より格別のご高配を賜り、衷心より感謝申し上げます。

安倍総理に 靖国参拝 要請文手交
日本遺族会は、八月六日、畔上和男専務理事が衆議院議員会館の安倍晋三事務所を訪ね、西山猛会長(参議院議員)に代わり「安倍晋三内閣総理大臣の靖国神社参拝のお願い」の要請文(別掲)を

総務省 厚労省で 人事異動
総務省及び厚生労働省で人事異動が行われた。本会に関係のある方は次のとおり。

声なき声
ボコ・ハラムというナイジェリア北東部及び北部に諸点を置くイスラム過激派があることを存じだろ

# 要望事項実現に向けて 総務・厚生労働省に陳情

## 令和3年度 予算

令和三年度政府の予算編成に先立って各府省庁は翌年度の政策実施にあたり必要な経費の見積りを概算要求書として、例年八月末に財務省に提出しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策など緊要な経費は別枠計上を求めたため一カ月遅れの九月末の提出となっている。本会では、本部・支部一体となって、要望事項実現のための陳情運動を展開している。

本会は、令和三年度の要務事項を取りまとめた「戦没者遺族の処遇改善に関するお願い書」を作成し、七月二十八日各都道府県遺族会会長らに同道府県遺族会会長らに地道元選出自民党所属国会議員が帰省等した際、本人等に面会し、お願い書の通り戦没者遺族の要務事項が概算要求に反映されるよう依頼した。これを受けて各都道府県遺族会は、コロナ禍と猛暑のなか、地道元選出議員に対して、理解と協力を求める陳情運動を行っている。さらに本会事務局においては、自民党所属国会議員で、遺族会の応援団である遺族会議員会に面会し、公務扶助料、特別扶助料など増額されるよう要求した。同日午後には、厚生労働省を訪問し、吉野副大臣、熊木副大臣、佐藤副大臣らに面会し、戦没者遺族の要望事項について説明し、承知された。

労働省社会援護局を訪問し、辺見総大臣官房審議官・援護担当、泉潤一援護企画課長、柴沼雄一朗援護課長、佐藤宏宏業務課長、橋本弘文業務推進室長、橋本弘文業務課長らに面会し、戦没者遺族の要望事項について説明し、承知された。

同様に海外での遺骨収集に目途が立たない同事業についても遺族の心情を第一とした遺骨収集の推進を求めた。両省への陳情運動には、岸上和男専務理事が出席し、「お願い書」を手交した。



岸上和男専務理事(左)から辺見総大臣官房審議官・援護担当へ「お願い書」を手交=8月7日、厚生労働省

への指導監督等に関する有識者会議から、遺骨収集事業全般に於いて外部有識者の意見を聞く場として、「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」と改称し、役割を明確化する。⑦リスク予想と不測の事態への対応 偶発事象に適切に対応するためのコンテンツ・メンテナンスプラン(※注釈)を作成する。仮に、想定外の事態が生じた場合は、担当課で情報収集を行い、チームに報告し、チームは事案の分析や影響・関係者の範囲の確認、対応方針の検討を行い、その後、速やかに、省内幹部に報告の上、コンテンツメンテナンスプランに基づき適切に対応する。本会は、厚生労働省が「抜本的見直し」で、責任の所在を厚生労働省の担当審議官と定めたこと、情報共有や情報公開の徹底に加え、担当職員に遺骨収集事業の実務を経験させ、遺族の心情を理解するよう配慮したことを大いに評価したい。(※注釈)コンテンツ・メンテナンスプランとは、事業推進の基盤として、①派遣相手国の入国制限・入国後の行動制限が解除されること②日本帰国後の日本国内での行動制限が解除されること③外務省が発出している渡航制限レベルがレベル1以下となること④三条件を満たした後に、厚生労働省の判断によって、派遣手続を開始するとしている。

### 海外での遺骨収集事業 当面の間中止

新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度の遺骨収集事業は、ほぼすべての地域において派遣の目的がたつていなかったが、日本戦没者遺骨収集推進協会(推進協会)は、七月二十一日付で、当面の間海外における遺骨収集事業を中止することを、日本遺族会を含む各社員団体に通知した。

## 「遺骨収集事業の問題と今後の課題」 「事業の抜本的見直しについて」 「ガバナンスの強化、情報公開」

本紙七月号に掲載した「抜本的見直し」について、(以下「抜本的見直し」)とあり、厚生労働省(以下「厚労省」)は、ロシア等での戦没者遺骨の取り違えを長年にわたり適切に対応していなかった問題に対し、五月二十一日、「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的見直し」の具体的な内容が、(一)ガバナンスの強化(情報共有・管理体制の整備)、(二)情報公開(2) 収容・鑑定報告書のあり方の見直し(3)として記述する。

ガバナンスの強化  
情報公開について  
厚労省は、有識者会議からの意見を踏まえ、今後の遺骨取り違えの事例の再発を防止するため、次のように取り組むこととした。

①科学的所見への適切な対応  
厚労省社会援護局以下、「援護局」の組織体制を強化するため、局内に戦没者遺骨鑑定を専門的に行うセンターを設置し、遺骨鑑定に係る知見、情報等を二元的に管理し、科学的鑑定を行う体制を段階的に整備する(令和二年度中の事実上の業務開始と令和三年度からの組織の設置を目指す)加えて、担当審議官を長とする「遺骨収集事業統括チーム」(以下「チーム」)を設置し、遺骨収集事業の統括、企画及び進捗状況の管理を徹底する。(関連記事掲載)また、外部の専門家を援護局に登用し、遺骨収集に携わる職員に対し専門家からの研修を実施する。

②担当部署職員としての責任をもった対応  
所屬集団(所謂人種)の鑑定を、援護局の事務として正式に位置付ける。また、援護局の幹部職員等は、少なくとも年に一回は、遺骨収集、慰霊巡拝等に参加し、実務経験を積むとともに、遺族と接し、遺族の心情をより一層理解するよう努める。

③問題を指摘された場合の情報共有の実施  
チームは、定期的に会合を開催し、良くない情報を含めた重要課題を、局内で日常的に共有する。

④不都合な問題の引継ぎ、公表  
チームは、良くない情報を含めた重要課題を各職員が適切に引継ぎを行ったかを確認する。また、注意を要する事案が発生した場合は、レポートを作成し、チームに報告する。

⑤情報公開  
有識者会議に良くない情報を含めた事業の実施状況を報告する。また、DNA鑑定人会議の議事録を公表する。

### 「戦没者遺骨鑑定センター」 立ち上がる

ロシア等における遺骨取り違え問題で、厚生労働省は、五月二十一日に公表した「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的見直し」を踏まえ、遺骨の科学的な鑑定と鑑定に関する研究を行う「戦没者遺骨鑑定センター」(以下「センター」)を、七月十六日付で省内に立ち上げたことを発表した。

センターの業務は(1)遺骨の科学的な鑑定(2)戦没者遺骨の鑑定に関する研究(3)遺骨収容に関する技術的事項(4)諸外国の鑑定機関との共同鑑定とされ、センターを適正に運営するため、法医学、人類学等の専門家から構成する運営会議を開催し、鑑定方法の見直しや新たな鑑定技術の活用などを議論する。

また、DNA鑑定や形状鑑定の結果、日本人の遺骨であるか否かを判断するための所属集団判定会議、遺骨の身元を特定し遺族に返還するための身元特定DNA会議も開催する。

### 戦没者遺族の皆さまへ 第11回特別弔慰金の請求手続きについて 令和5年3月31日までにご請求ください。

- | 支給対象となる方                                                                                                       |                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受け取る方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。 |                                                                                                                                             |
| ■戦没者等の死亡当時のご遺族で                                                                                                |                                                                                                                                             |
| 1                                                                                                              | 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方                                                                                                    |
| 2                                                                                                              | 戦没者等の子                                                                                                                                      |
| 3                                                                                                              | 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹<br>※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入替わります。                                                              |
| 4                                                                                                              | 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)<br>※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。<br>※請求手続きの簡素化のため「同意書」が廃止されたので、同順位の方が複数いる場合は、話し合いのうえ、代表して請求する方を決めてください。 |
| 支給内容 請求窓口                                                                                                      |                                                                                                                                             |
| 額面25万円、5年償還の記名国債 お住まいの市区町村の援護担当課<br>詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の援護担当課にお問い合わせください。                                      |                                                                                                                                             |

#### 日本遺族会への賛助金のお願い

日本遺族会では、戦没者の英霊顕彰や遺族援護、慰霊友好親善事業、遺骨収集推進等各種事業の活動のために賛助金を募っております。本会の活動の趣旨にご理解を賜り何卒ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

郵便振替 001302200449966  
みずほ銀行 九段支店 普通預金 09880930

※口座名は「一般財団法人日本遺族会」です。二ホライツカード





ペグーのカドウィンチャン小学校

### ミャンマー(旧ビルマ)小学校修繕募金のお願い

日本遺族会では、ミャンマー(旧ビルマ)に建設贈呈した小学校の修繕費用について寄附金を募っております。

先の大戦で、18万の将兵が散華されたミャンマー(旧ビルマ)の子供たちのため、平成11年度より3年計画でヤンゴン、アカバ、ペグー市内に三校の小学校を建設し、竣工贈呈をいたしました。

建設から二十数年が経過し、校舎等も老朽化が進んでいることから本会では、令和2年度事業計画で社会奉仕活動の推進として、この度小学校の修繕費用を募ることとなりました。

関係ご遺族をはじめ、広くご遺族の皆様からのご支援とご協力賜りますよう、お願いいたします。

募金単位は、1口三千円から。

銀行名：三井住友銀行 神田支店 口座番号：当座預金1015126  
口座名：一般財団法人 日本遺族会(サイ) ニホンイゾクカイ

## 好事業 友善 慰親 霊善 慰親

# 事業実施30年を迎え

## 政府予算へ記念事業等を要望

日本遺族会は、令和三年度政府予算の概算要求に反映されるよう取りまとめた「戦没者遺族の処遇改善に関するお願い書」を作成した。この「お願い書」では、戦没者遺児による慰霊友好親善事業について、事業の充実、新型コロナウィルス感染拡大の影響を考慮した特例事業の実施等を要望している。

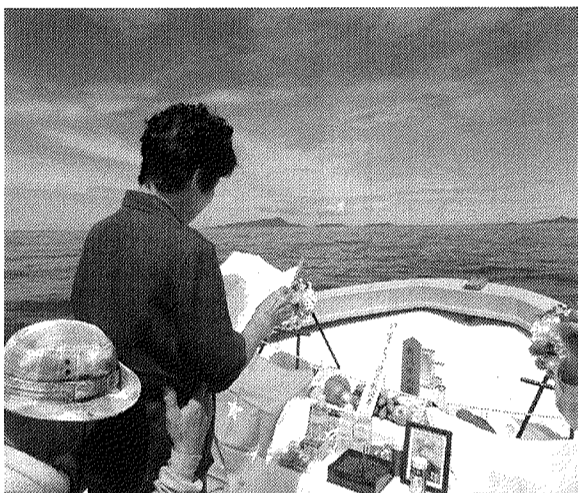
本会は、令和三年度政 事項が反映されるよう陳情運動を展開している。

要項事項を取りまとめた「お願い書」では、その大綱の一つである、戦没者遺児による慰霊友好親善事業について、国の慰霊事業であることに立ち返り、参加者の高齢化を考慮して、事業制度の見直しを要望している。

主な要望としては、令和三年度は事業実施三十年を迎え、遺児の平均年齢も八十歳になることから、普段の日程では困難な海域で船舶を借り上げるの洋上慰霊等の記念事業を企画実施するため、予算を含めた国の全面的な協力もお願いしている。

さらに、本事業への参加者の高齢化が著しいことから、付き添い者(配偶者、孫、ひ孫、甥、姪)の旅費等の補助、看護師の同行経費分の増額などが盛り込まれている。

また、新型コロナウィルスの世界的蔓延により、大部分の海外の旧戦域への渡航が困難であることが予想されるため、実施計画と危険情報レベル



トラック環礁内の洋上で亡き父に涙ながらに語りかける 団員=平成29年10月17日、トラック諸島

な協力もお願いしている。さらに、本事業への参加者の高齢化が著しいことから、付き添い者(配偶者、孫、ひ孫、甥、姪)の旅費等の補助、看護師の同行経費分の増額などが盛り込まれている。

また、新型コロナウィルスの世界的蔓延により、大部分の海外の旧戦域への渡航が困難であることが予想されるため、実施計画と危険情報レベル

### 実施計画と危険情報レベル

新型コロナウィルス感染症に関する、外務省の感染症危険情報(七月二十一日更新)が、慰霊友好親善事業で訪問を予定している各地域の危険情報レベルは、そのまますべて継続されレベル2ないし3で、新興国や途上国を中心に依然として感染拡大が続いている。

本会では、今後の同事業の実施の判断については各地域の締切日待って検討するが、国内をはじめ海外での措置が緩和されない限り、実施は難しい状況にあるので予めご了承ください。

なお、募集要項は次の通り。

- ▼時期及び地域 実施計画概要参照。
- ▼参加費 10万円。
- ※東京等に集合し、結団式及び渡航に係る説明会を行う。なお、集合場所まで及び解散場所から

### 実施計画概要

実施地域	実施時期	募集人員	申込締切	感染症危険情報
1 フィリピン(1次)	令和2年 11月6日~11月13日	120人	8月28日	レベル3
2 マリアナ諸島	令和2年 11月18日~11月24日	40人	9月9日	レベル3
3 ミャンマー・タイ	令和2年 11月27日~12月5日	80人	9月18日	ミャンマー レベル2 タイ レベル3
4 東部ニューギニア	令和2年 12月15日~12月22日	42人	10月6日	レベル2
5 ビスマルク諸島	令和2年 12月15日~12月22日	40人	10月6日	レベル2
6 台湾・パシフィック	令和3年 2月1日~2月7日	30人	11月23日	レベル3
7 マーシャル諸島	令和3年 3月6日~3月14日	20人	11月6日	レベル2
8 フィリピン(2次)	令和3年 3月12日~3月19日	120人	1月8日	レベル3
9 中国	令和3年 3月22日~3月30日	80人	1月12日	レベル3

実施地域	実施時期	募集人員	申込締切	感染症危険情報
1 西部ニューギニア	令和3年 1月15日~1月24日	36人	11月6日	レベル3
2 東部ニューギニア	令和3年 2月10日~2月17日	36人	12月2日	レベル2
3 ミャンマー	令和3年 2月24日~3月4日	36人	12月16日	レベル2

※7月21日現在、外務省ホームページより。  
感染症危険情報：レベル2 不要不急の渡航は止めてください。  
：レベル3 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)

## お父さんへ

第71回

昭和十九年十月十八日、細長い石垣積みの広島宇品港の岸壁から小型船に乗って沖合の大型船に向け、大勢の人の打ちふる小旗に見送られ、出帆されるのを見送ったのが四才九ヶ月のおぼろげながらおぼろげに。私の記憶の中では、あなたを見た最後でした。

後日の記録によりますと、当日出帆された陸軍第一三七兵站病院所属の五百三十名、戦後内地に生還された人はわずか三十八名と聞いております。昭和二十年六月二十四日当地フィリピンザール州イボにおいて自活自戦の悲惨な母と私は偶然にも惨禍をまぬがれ、

その母も平成八年八十三才であなたのものと旅立ちました。

八月六日その日の夜、本来なら西の山の上が夕焼けで赤くなるのと同じように、広島市側の東側の山の上が、なぜ赤々となるのか不思議に思いつつ過したその日の夜を今でもはつきりと思ひ出すことができます。

それからの日々は言い表わすことのできぬ予期せぬ出来事の連続で、現在無事でこうしてここに立っていられるのが不思議でなりません。

これから何が起ころか予期しつつ、これまで過してこれた事を感謝しながらすこしゆけたらと思ひます。

どうか安らかにお休み下さい。



イボダムにて慰霊祭 =平成25年11月23日

感染拡大により実施が困難な状況にあるが、戦没者遺児への慰親の一環としての事業であることを忘れることなく、引き続き国に対し事業の充実を求めていかなければならぬ。

十一月二十三日 イボダムにて(平成二十五年)度フィリピン参加者、広島県山口邦英氏追悼文より抜粋)

### 本会への賛助金のお礼

本紙(二面)でもお願ひしている本会への賛助金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に、お礼申し上げます。

なお、大変恐縮ではございますが都道府県名については、送金方法により所在地が特定できない場合がありますので、省略させていただきます。

賛同名(敬称略)：カ

### 本会事業参加者の皆様へ

本会の事業に参加するに当たり、得た個人情報(個人情報保護法)の定めにも則り、厳重に扱います。日本遺族会の個人情報保護方針につきましてはホームページを参照されたい。

また、訪問予定地域や実施地域等は、相手国や交通機関等の事情により変更、延期、中止となる場合があるので予めご了承願ひたい。なお、参加者の高齢化に配慮し、看護師が同行する。

タカナ名は銀行振込、漢字名は現金書留等) 松村武修、湯淺進、オオキドケンゾウ、フジムラヨシヤス(以上、七月一日から七月末日まで) 皆様からいただきました賛助金は、本会が実施する各種慰霊事業などの活動費用に利用させていただきます。

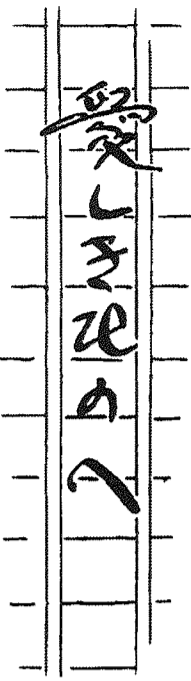
誠にありがとうございます。

# 戦後75年特別企画画展 占領から独立までの軌跡

## 昭和館

昭和館では、七月十八日から九月六日の間、戦後七十五年特別企画画展として「占領から独立までの軌跡一九四五―一九五二」が開催されている。この企画画展では、昭和二十年の終戦から、昭和二十七年にサンフランシスコ平和条約の発効へと、日本が独立を果たすまでの、いわゆる占領期を中心に社会や生活の移り変わりが紹介されている。

戦後七十五年を迎える今年、昭和館では特別企画「占領から独立までの軌跡」を開催されている。と、日本が独立を果たすまでの軌跡を、実物資料や写真、当時の新聞記事など、約四百四十点の資料で紹介されている。展示は三部構成になっ



お父さんより

陸軍少佐 森 美喜

昭和十七年十二月三十一日

ソロモン群島ガダルカナル島にて戦死  
鳥取県高根郡美穂村出身 三十九歳

お父さんより  
美智枝に

美つちやんが出生することを、お父さんとお母さんは真面目に祈つてゐたのです。

そしてお母さんも、お父さんとても元気でした。美つちやんがお母さんの胎内にある時は、お母さんの榮養の摂取は勿論、立派な美つちやんに生まれ出るために、色々な榮養や健康法に努めたのです。

お父さんもお母さんともうれしく気持ちよく日々を送りました。そして美つちやんの生れ出る時が来ました。

(中略)

美つちやんは、まるまると肥えて元気がよく、ほんとに赤ちゃんといつたふうで、綺麗でした。そしてお母さんのお乳に元気がよく食いついて飲んでくれました。

(中略)

美つちやんは、きつと立派な女性、大和民族として、その美性をそなへ智格を保ち枝性を垂れて、人生の本分に邁進せよ。お父さんははばらく戦場にあつて、戦争目的を達して帰る。留守中にきつと利巧な美つちやんになつてゐるであらう。

お母さんの教へを守り、早く成長してお母さんを助けなさい。そして兄二人と仲良く三人が手を握り合つて、お父さんのために、お母さんのために三人の名を挙げなさい。ではこれで失礼する。

昭和十七年十一月十五日

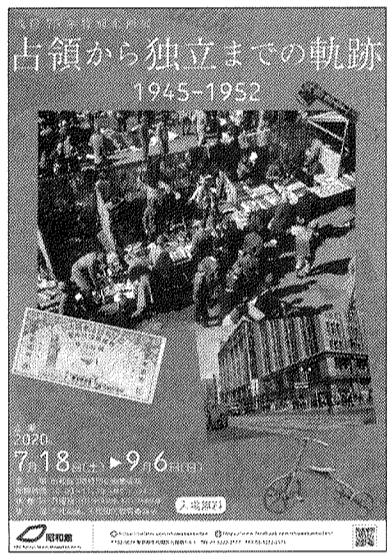
森 美智枝殿

父 森 美喜

【令和二年八月靖国神社頭掲示】  
愛しきものへ

ており「I 占領と改革のはじまり」では、GHQによる改革指令が次々と発令され、「日本国憲法」の制定、五大改革指令など、戦後日本の制度基盤がつけられていく様子が紹介されている。都内の建物の接収状況を地図と写真で紹介する他、日本の国会議事堂とともにアメリカの自由の女神像が描かれた、日本国憲法公布記念の電車乗車券などが展示されている。

「II 占領政策と生活



選者 安元 百合子  
佐世保市 田中 暁

飛行場奪回せむとの戦いに失敗したのち餓死せり兵ら

富士吉田市 蒼沼 勝由

北満で戦死せし父のその無念黒河は流る何も無きかに

玉名市 桑野 睦子

仏壇の奥より出して盆棚に戦死の公報は胸熱く供ふ

千葉市 石橋 嘉子

支那事変おこりし年に生れし我 終章新型コロナに怯

南相馬市 原 芳広

父の日は皆い酒をと酒店にコロナ解除の今日銘酒を探

す 年令を重ねる毎にいつの間も遺影の父が頭から離れず

長浜市 雨森 貴子

の変容」では、「餓死対策国民大会」のチラシや、DDT噴霧器などが展示され、当時の衣食住の状況が紹介されている。文面では、ヴェネツィア

### 3県で日章旗返還

#### OBOONサエティ

本会が厚生労働省の委託を受け実施している「戦没者遺留品の返還に伴う調査」事業で、戦没者の遺品の返還運動を推進しているOBOONサエティから本会に照会があった日章旗が、秋田県新潟県、愛知県でそれぞれ遺族に返還された。

秋田県では、米ニューメキシコ州のウィリス・リーさんが米兵だった義父から日章旗を譲り受け、横手市出身でフィリピンのルソン島で戦死した。

新潟県では、米アイダホ州在住のジョン・D・

万歳が父との別れとつゆ知らずちぎれる程に振りし日の丸  
鳥栖市 松尾美津子  
征し父は帰らぬ人に一人娘は写真しか知らぬ父の顔  
四日市市 杉田 慎照  
眺む  
戦地より母への文にくれぐれも吾と弟を頼むとありぬ  
小諸市 塩川 篤子

八月十五日は終戦そして英霊の日です。然しこの日の総理の靖国神社参拝は絶えて久しく、公式参拝を求める動きが続いています。その一つ、遺族会青壮

年部では、昭和五十九年八月十三日、全国の遺族代表百三十二人が靖国神社境内の能楽堂で五十時間の断食祈願を遂行。

男女とも白の上着に白のトレパン、父の遺影を胸に酷暑の中飲まず食わずで座り続け、人々に大きな反響を与えました。

翌年、中曽根総理の公式参拝が実現しました。  
「靖国公式参拝の総括」板垣 正著より  
(選者)

「III 独立への道」では、統制が解除され、経済的自立に向けて、輸出産業が活性化し、輸出品が紹介され、サンフランシ

### ミヤンマー小学校 修繕募金のお礼

本紙(三面)でもお願

学校修繕募金につきまして、ご賛同いただきました左記の方々に対し、お礼申し上げます。

山崎俊太郎、寺尾操、山元勝、ナガハシマサトシ、タケマツジュンコ、ウエハラカツミ、ハヤシユキオ、ヤマモトヨウス

ケ、アラカワマリコ、イデユキノリ、モリシマミサオ、イワナガヤスマサ、ヒロタトシチカ、マツダヒサコ、スズキノブコ(以上、七月一日から七月末日まで)

皆様からいただきました「ミヤンマー小学校修繕募金」は校舎等の修繕費用に充てさせていただきます。誠にありがとうございます。



高橋市長から日章旗を受け取った姪の裕子さん(中央) = 7月4日、横手市役所で



日章旗を受け取った甥の喜孝さん(右から3人目) = 6月12日、田原市田原福祉センターで

ケルベンさんが、元米陸軍兵士の父から譲り受けた日章旗が、胎内市中条地区遺族会の調査で、フィリピンで戦死した久保田竹治さんのものと判明した。七月十四日、胎内市で返還式が行われ、甥の淳一さんへ、胎内市中条地区遺族会の佐藤会長から日章旗が引き渡された。受け取った淳一さん

愛知県では、米カリフォルニア州在住のジョン・ハートさんが、地元博物館の地下室で見つけた日章旗の返還活動をして

いる団体に託し、北マリアナ諸島のテナン島で戦死した、田原市出身の

河合浅治さんのものと判明した。愛知県遺族連合会の調査で、河合さんの甥にあたる喜孝さんが田原市に在住していることが判明した。六月十二日、田原市田原福祉センターで、田原市遺族連合会の白谷会長から返還された。喜孝さんは、「戻ってきてくれて感謝無量です」と話していた。